⑺　入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から本工事に専任で配置できること。また、特定ＪＶによる申請の場合は、構成員毎に配置予定技術者を専任で配置できること。

⑻　単体、特定ＪＶ、経常ＪＶ及び事業協同組合の代表者及び代表者以外の構成員は、確認申請書等の提出期限から開札時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、本工事への参加を認めることがある。この場合、当該指名停止の期間に応じて技術評価点を減点する。

⑼　提出された技術提案書（全体工事計画工程表を含む。）（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、発注者の設定している設計図書及び制約条件を満たしていること。

⑽　機構が発注した工事のうち、平成30年１月１日から令和元年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、「土木一式工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑾　本工事に係る設計業務等の受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれの関係にも該当しないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間の連絡をとることは、競争契約入札心得第６条第２項の規定に抵触するものではない。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）。

⒜　親会社と子会社の関係

⒝　親会社を同じくする子会社同士の関係

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（⒜の関係がある場合に、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）。

⒜　一方の会社の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

１）　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

⒝　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

⒞　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている関係

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒁　特定ＪＶを結成して確認申請書等を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定ＪＶを結成して特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で一般競争参加資格の確認申請を行う場合は、令和２年９月10日（木）までに特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格確認申請を行っていること。

３　総合評価落札方式に関する事項

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

⑴　評価項目　評価項目は次に示すとおりとする。

①　フィル堤体工の品質確保に関する提案

②　フェイススラブ工及びプリンス工の品質確保に関する提案

③　周辺環境に配慮した施工方法に関する提案

④　ｉ－Construction＆Managementの推進に関する提案

⑵　技術評価点の付与等　評価項目に対する提案制限数、評価基準、技術評価点の満点及び配分は、入札説明書のとおりとする。

⑶　指名停止措置の状況　２⑻に該当することによる指名停止について、本工事への競争参加を認める場合は、当該指名停止の期間１箇月当たり８点として、対象となる指名停止期間を合算し、技術点を減点する。

特定ＪＶによる場合は、構成員毎に受けた指名停止措置の期間を合算し、技術点を減点する。

なお、指名停止期間がひと月に満たない場合は、指名停止期間を当該対象月の暦日数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）で月数を算定する。

また、指名停止措置による技術点の減点は、確認申請書等の提出期限から開札時までの間に指名停止措置を受けていた、あるいは受けた場合に対象となる。

⑷　総合評価の方法　総合評価落札方式の評価は、価格点と技術評価点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

なお、価格点と技術評価点の算定は入札説明書のとおりとする。

⑸　技術提案の方法　技術提案は、入札説明書及び設計図書に基づき作成するものとする。

⑹　技術提案の採否等　技術提案の採否については、技術提案書の審査結果を踏まえ、令和２年10月14日（水）までに書面により通知する。

技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、施工計画案をもって入札することを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑺　技術提案の履行の確保

①　採用された技術提案の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。

②　受注者の責に帰すべき事由により、採用された技術提案の履行がなされなかった場合は、その内容に対して、契約金額の一部の返還を求めるとともに、工事成績評定点を減じる措置を行う。

請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額＝当初の請負代金額×（当初の評価値－再計算後の評価値）／100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行できた技術提案に基づき再計算した評価値である。

工事成績評定点の減点は以下のとおりとし、最大20点とする。

・「フィル堤体工の品質確保に関する提案」について最大５点

・「フェイススラブ工及びプリンス工の品質確保に関する提案」について最大５点

・「周辺環境に配慮した施工方法に関する提案」について最大５点

・「ｉ－Construction＆Managementの推進に関する提案」について最大５点

さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。